会津若松地方広域市町村圏整備組合ネーミングライツパートナー募集要項

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）は、組合のごみ処理施設等に名称（以下「愛称」という。）を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナーを募集します。

1 対象施設

（1）施設名　：　有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）

（2）所在地　：　福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神 494 番地 3

2 ネーミングライツ料（最低応募金額）

年額 30 万円（消費税及び地方消費税を除く）

・最低応募金額（消費税及び地方消費税を除く）を上回る応募も可能です。

3 契約期間

契約締結の日（令和9年1月予定）から令和14年3月31日まで

・愛称の使用期間（5年）を含む期間とします。

4 愛称の条件等

（1）愛称は、施設にふさわしいか、親しみやすいかなど、住民の理解を得られるものとしてください。

（2）愛称には企業名、商品名等を冠した名称を付与することができます。ただし、条例で定められている施設名称は変更しないものとします。

（3）次のうち一つでも該当する場合は、愛称として使用できません。

ア 公序良俗に反するもの

イ 政治、選挙活動及び宗教活動に関するもの

ウ 意見広告及び名刺広告に関するもの

エ 風俗営業に関するもの

オ 商品先物取引及び貸金業に類するもの

カ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

キ 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

ク 施設の設置目的又は所在地を誤認させるもの

ケ その他管理者が不適当と認めるもの

（4）企業ロゴ等のデザインは、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であるものに限り、使用することができます。ただし、使用する企業ロゴ等のデザインとして不適切なものであると組合が判断した場合は、使用することができません。

(5)契約期間中の愛称の変更は、行うことができません。
(6)組合は、住民や施設利用者の混乱を招くことがないよう、愛称が定着したと判断するまでは、組合作成の印刷物等において、施設の正式名称を併記するなどの対応をすることがあります。

5 愛称の使用開始時期

ネーミングライツパートナーに関する契約(以下「契約」という。)を締結した後、令和9年4月1日から愛称の使用を開始することができます。

6 ネーミングライツ料の納付

(1)ネーミングライツ料は、年度払いとし、管理者が指定する期日までに組合の発行する納付書により一括納付を原則とします。
(2)既納されたネーミングライツ料は、次に該当するときは還付します。
ア 組合の都合により契約解除したとき
イ 組合がごみ処理施設のイメージを著しく損ない、ネーミングライツパートナーの申し出により契約解除したとき
ウ ごみ処理施設の損壊等により、施設全面が使用できなくなったとき
エ その他管理者が特に認めたとき

7 ネーミングライツパートナーの特典

(1)組合と協議の上、愛称が記載された看板を設置することができます。
(2)組合が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等へ愛称を表示します。

8 費用負担

区分	組合	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更(※1)		○
契約期間終了後の原状回復		○
組合が作成するパンフレット等の印刷物及びホームページ等の表示変更(※2)	○	

※1 敷地内外の看板等の表示変更は、組合及び関係機関との協議が必要となります。また、必ずしも愛称が記載された看板を設置しなければならないというものではありません。
※2 可能な限り対応しますが、契約時にすでに印刷済みである等、愛称の記載ができない場合もあります。

9 知的財産権

愛称に関する知的財産権は、ネーミングライツパートナーに帰属し、組合が無償で使用することを認めるものとします。

愛称の表示に関連して第三者との間で紛争が生じた際は、組合は一切の責任を負わないものとします。

10 応募資格

(1)ネーミングライツパートナーは、次のいずれにも該当しない法人格を有する企業等が応募できます。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

イ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)で規定する貸金業者のうち、金銭の貸付を主な業として営む者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団員である者

エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者

オ ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から6か月前の日までに組合の指名停止を受けたことがある者又は募集を開始する日以降に当該指名停止を受けた者

カ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者

キ 組合の手数料等に滞納がある者

ク その他管理者が不適当と認める者

(2)応募があった企業等が暴力団等であるか否かについて、警察に照会することがあります。

11 愛称の表示

(1)看板等による愛称の表示については、ネーミングライツパートナーとして選定した後、具体的な表示内容、方法、設置場所等について協議します。

(2)愛称の表示にあたっては、福島県屋外広告物条例(昭和 61 年県条例第 23 号)に定める基準を満たす必要があります。

12 応募方法

(1)募集期間

令和8年11月 27 日から令和8年12月 25 日まで

(2)応募方法

ア 持参の場合 募集期間内の午前8時 30 分から午後5時 15 分までとします(土・日・祝日等閉 庁日を除きます。)

イ 郵送の場合 募集期間最終日の午後5時 15 分到着分まで ※到着日を受付日とします。

(3)応募書類

次に掲げる書類を提出してください。なお、応募書類は返却できません。

ア ネーミングライツ申込書(特定募集型又は提案募集型)(様式第1号)

イ 企業の活動内容がわかるような企業案内パンフレット等

ウ 印鑑証明書 (写し可)

エ 誓約書(様式第2号)

オ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

(4)提出部数

各1部

(5)提出先

会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 業務係

〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神 494 番地 3

13 選定方法等

(1)ネーミングライツパートナー交渉者の決定

ア 組合が設置する選定委員会において、応募内容を審査し採点した後に交渉者を決定します。

イ 応募が複数の場合は、最高点を獲得した応募者に決定します。なお、応募が1者のみの場合でも採点は行い、交渉者にふさわしいか否かを決定します。

ウ 応募者には結果が決定した後、速やかに通知します。

(2)交渉者との協議

交渉者を決定した後、具体的な表示内容、方法等も含めた契約内容について、詳細に協議します。なお、組合は、組合と交渉者との間で契約内容について合意の可能性がないと組合が判断した場合は、交渉者との契約の交渉を打ち切るものとします。

(3)ネーミングライツパートナーの決定等

ア 上記(2)の協議の結果、合意に至った場合、交渉者をネーミングライツパートナーに決定します。

イ ネーミングライツパートナー決定後、組合のホームページ等において、その内容を公表します。

14 契約方法

(1)契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、組合とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

(2)契約の解除

契約の締結後に、応募資格に該当しないこととなった場合又は会津若松地方広域市町村圏整備組合ネーミングライツパートナー導入基準第11条に該当した場合は、組合は契約を解除することがあります。この場合、原状回復に係る経費はネーミングライツパートナーの負担とします。

15 問い合わせ先

会津若松地方広域市町村圏整備組合　環境センター
〒965-0858
福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神 494 番地 3
電　話　0242－27－9004
FAX　0242－27－9005
E-mail kankyo@aizu-kouiki.jp